

岩手県立病院等利用料規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年11月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第67号

岩手県立病院等利用料規則の一部を改正する規則

岩手県立病院等利用料規則（昭和33年岩手県規則第46号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(利用料) 第2条 [略] 2 紹介外初診時負担額（病床数が200床以上の病院で医療局長が定めるものにおいて行う初診（健康診断、予防接種その他医療局長が別に定める場合に係る初診を除く。）時において負担すべき料金をいう。）の額は、次の各号に掲げる病院の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 岩手県立中央病院、岩手県立中部病院及び岩手県立磐井病院 2,160円（消費税等が課されないものにあつては、2,000円） (2) [略] 3～8 [略]	(利用料) 第2条 [略] 2 紹介外初診時負担額（病床数が200床以上の病院で医療局長が定めるものにおいて行う初診（健康診断、予防接種その他医療局長が別に定める場合に係る初診を除く。）時において負担すべき料金をいう。）の額は、次の各号に掲げる病院の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 岩手県立中央病院、 <u>岩手県立胆沢病院</u> 、岩手県立中部病院及び岩手県立磐井病院 2,160円（消費税等が課されないものにあつては、2,000円） (2) [略] 3～8 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成26年12月1日から施行する。